

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 29年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (広陵町)	奈良交通株式会社	(1) 中央 幹線A	10,456. 千円	31,902. 千円		乗合バス型	①	近鉄高田駅で地 域間幹線補助系 統「高田五條線」 「高田イオンモ ール線」「高田新家 線」と接続する。 (近接)	①
		(2) 中央 幹線B	395. 千円			乗合バス型	①		①
		(3) 中央幹線C	553. 千円			乗合バス型	①		①
		(4) 北東部支線A	5,684. 千円			乗合バス型	①		①
		(5) 北東部支線B	5,070. 千円			乗合バス型	①		①
		(6) 北東部支線C	200. 千円			乗合バス型	①		①
		(7) 西部支線A	4,966.5 千円			乗合バス型	①	大塚、疋相南口で 地域間幹線系統 「高田イオンモ ール線」「高田新家 線」と接続する。 (近接)	①
		(8) 西部支線B	4,577.5 千円			乗合バス型	①	①	
合 計				31,902. 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,912. 千円					
						国庫補助 上限額 (千円)	4,912. 千円		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するか
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)	
奈良県 (広陵町)	奈良交通株式会社	(1) 中央 幹線A	10,456. 千円	31,902. 千円		乗合バス型	①	近鉄高田駅で地 域間幹線補助系 統「高田五條線」 「高田イオンモ ール線」「高田新家 線」と接続する。 (近接)	①	
		(2) 中央 幹線B	395. 千円			乗合バス型	①		①	
		(3) 中央幹線C	553. 千円			乗合バス型	①		①	
		(4) 北東部支線A	5,684. 千円			乗合バス型	①		①	
		(5) 北東部支線B	5,070. 千円			乗合バス型	①		①	
		(6) 北東部支線C	200. 千円			乗合バス型	①		①	
		(7) 西部支線A	4,966.5 千円			乗合バス型	①		大塚、疋相南口で 地域間幹線系統 「高田イオンモ ール線」「高田新家 線」と接続する。 (近接)	①
		(8) 西部支線B	4,577.5 千円			乗合バス型	①		①	
合 計				31,902. 千円						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,912. 千円						
						国庫補助 上限額 (千円)	4,912. 千円			

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)	
奈良県 (広陵町)	奈良交通株式会社	(1) 中央 幹線A	10,456. 千円	31,888. 千円		乗合バス型	①	近鉄高田駅で地 域間幹線補助系 統「高田五條線」 「高田イオンモ ール線」「高田新家 線」と接続する。 (近接)	①	
		(2) 中央 幹線B	393.5 千円			乗合バス型	①		①	
		(3) 中央幹線C	551. 千円			乗合バス型	①		①	
		(4) 北東部支線A	5,684. 千円			乗合バス型	①		①	
		(5) 北東部支線B	5,064.5 千円			乗合バス型	①		①	
		(6) 北東部支線C	199. 千円			乗合バス型	①		①	
		(7) 西部支線A	4,966.5 千円			乗合バス型	①		大塚、疋相南口で 地域間幹線系統 「高田イオンモ ール線」「高田新家 線」と接続する。 (近接)	①
		(8) 西部支線B	4,574. 千円			乗合バス型	①		①	
合 計				31,888. 千円						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,912. 千円						

国庫補助 上限額 (千円)	4,912. 千円
---------------------	-----------

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通(株)	29年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送		経常収益(イ)	
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円	
営業損益	▲ 966,431 千円	営業外損益	▲ 2,203 千円	経常損益	▲ 968,634 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,300,723.4 km			経常収支率	89.71 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送		経常収益(イ')	
	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ')	8,730,133 千円
営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ')	9,579,452 千円	
営業損益	▲ 852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 849,319 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,629,291.4 km			経常収支率	91.13 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送		経常収益(イ'')	
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ'')	8,610,029 千円
営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ'')	9,495,145 千円	
営業損益	▲ 903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 885,116 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{ロ}{ハ} = a$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{ロ'}{ハ'} = b$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{ロ''}{ハ''} = c$	平均増減率 $\frac{((b \div a) - 1) + ((c \div b) - 1)}{2} = d$
南近畿	484円.01銭	488円.01銭	488円.06銭	0.41 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = e$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.06銭	442円.58銭	442円.58銭	437円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
南近畿	1	中央幹線A	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病院	361 日	2,166.0 回	往 11.1km (平均) 復 11.3km	11.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	48,410.1km
	2	中央幹線B	近鉄高田駅	広陵町役場	ほしお元氣村	361 日	122.0 回	往 7.4km 復 7.6km	7.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	1,830.0km
	3	中央幹線C	近鉄高田駅	南郷市場	広陵町役場	361 日	366.0 回	往 3.5km 復 3.5km	3.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	2,562.0km
	4	北東部支線A	近鉄高田駅	(右回り)百済寺公園前	近鉄高田駅	361 日	1,083 回	往 24.3km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	26,316.9km
	5	北東部支線B	近鉄高田駅	(右回り)寺戸北口	近鉄高田駅	361 日	966 回	往 24.3km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	23,473.8km
	6	北東部支線C	近鉄高田駅	イズミヤ広陵店	広陵町役場	361 日	122.0 回	往 3.7km 復 3.9km	3.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	927.2km
	7	西部支線A	広陵町役場	(左回り)図書館	広陵町役場	361 日	1,444 回	往 16.1km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	22,995.7km
	8	西部支線B	広陵町役場	(右回り)真美ヶ丘セーター	広陵町役場	361 日	1,327 回	往 16.1km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	21,193.9km
合計	8系統						往 106.5km 復 26.3km	66.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		147,709.6km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×マ以下の額:フ	ト	ト×マ以上の額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ				
南近畿	1	21,425,342 円	10円.60銭	513,147 円	20,912,195 円	20,912,195 円	20,912千円	10,456.千円		
	2	809,921 円	10円.60銭	19,398 円	790,523 円	790,523 円	790千円	395.千円		
	3	1,133,889 円	10円.60銭	27,157 円	1,106,732 円	1,106,732 円	1,106千円	553.千円		
	4	11,647,333 円	10円.60銭	278,959 円	11,368,374 円	11,368,374 円	11,368千円	5,684.千円		
	5	10,389,034 円	10円.60銭	248,822 円	10,140,212 円	10,140,212 円	10,140千円	5,070.千円		
	6	410,360 円	10円.60銭	9,828 円	400,532 円	400,532 円	400千円	200.千円		
	7	10,177,436 円	10円.60銭	243,754 円	9,933,682 円	9,933,682 円	9,933千円	4,966.5千円		
	8	9,379,996 円	10円.60銭	224,655 円	9,155,341 円	9,155,341 円	9,155千円	4,577.5千円		
合計	65,373,311 円		1,565,720 円	63,807,591 円	63,807,591 円	63,804千円	31,902千円	4,912千円	4,912千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×マ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
南近畿	1	23,210,706 円																		
	2	873,751 円																		
	3	1,223,252 円																		
	4	12,565,267 円																		
	5	11,207,800 円																		
	6	442,701 円																		
	7	10,979,527 円																		
	8	10,119,239 円																		
合計	70,822,243 円	65,710,243 円				55.716243%	100%													

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者)にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自令第338号、自第151号、自第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通(株)	30年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
	営業損益	▲966,431 千円	営業外損益	▲2,203 千円	経常損益	▲968,634 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,300,723.4 km		経常収支率	89.71 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ')	8,730,133 千円
	営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ')	9,579,452 千円
	営業損益	▲852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲849,319 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,629,291.4 km		経常収支率	91.13 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ'')	8,610,029 千円
	営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ'')	9,495,145 千円
	営業損益	▲903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲885,116 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		19,617,442.6 km		経常収支率	90.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}'''}{\text{ハ}'''} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
南近畿	484円.01銭	488円.01銭	442円.06銭	0.41 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.06銭	442円.58銭	442円.58銭	437円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点				チ	リ	ヌ	ル			
南近畿	1	中央 幹線A	近鉄 高田駅	広陵町 役場	国保 中央病 院	361 日	2,166.0 回	往 11.1km (平均) 復 11.3km	11.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	48,410.1km
	2	中央 幹線B	近鉄 高田駅	広陵町 役場	はしお 元気村	361 日	122.0 回	往 7.4km 復 7.6km	7.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	1,830.0km
	3	中央 幹線C	近鉄 高田駅	南郷 市場	広陵町 役場	361 日	366.0 回	往 3.5km 復 3.5km	3.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	2,562.0km
	4	北東 部支 線A	近鉄 高田駅	(左回り) 百済寺 公園前	近鉄 高田駅	361 日	1,083 回	往 24.3km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	26,316.9km
	5	北東 部支 線B	近鉄 高田駅	(右回り) 寺戸 北口	近鉄 高田駅	361 日	966 回	往 24.3km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	23,473.8km
	6	北東 部支 線C	近鉄 高田駅	イズミヤ 広陵店	広陵町 役場	361 日	122.0 回	往 3.7km 復 3.9km	3.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	927.2km
	7	西部 支線A	広陵町 役場	(左回り) 図書館	広陵町 役場	361 日	1,444 回	往 16.1km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	22,995.7km
	8	西部 支線B	広陵町 役場	(右回り) 真美ヶ丘 センター	広陵町 役場	361 日	1,327 回	往 16.1km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	21,193.9km
合計	8系統						往 106.5km 復 26.3km	66.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		147,709.6km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ア以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ア以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ン	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	21,425,342 円	10円.60銭	513,147 円	20,912,195 円	20,912,195 円	20,912千円	10,456.千円		
	2	809,921 円	10円.60銭	19,398 円	790,523 円	790,523 円	790千円	395.千円		
	3	1,133,889 円	10円.60銭	27,157 円	1,106,732 円	1,106,732 円	1,106千円	553.千円		
	4	11,647,333 円	10円.60銭	278,959 円	11,368,374 円	11,368,374 円	11,368千円	5,684.千円		
	5	10,389,034 円	10円.60銭	248,822 円	10,140,212 円	10,140,212 円	10,140千円	5,070.千円		
	6	410,360 円	10円.60銭	9,828 円	400,532 円	400,532 円	400千円	200.千円		
	7	10,177,436 円	10円.60銭	243,754 円	9,933,682 円	9,933,682 円	9,933千円	4,966.5千円		
	8	9,379,996 円	10円.60銭	224,655 円	9,155,341 円	9,155,341 円	9,155千円	4,577.5千円		
合計	65,373,311 円		1,565,720 円	63,807,591 円	63,807,591 円	63,804千円	31,902千円	4,912千円	4,912千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ア-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
南近畿	1	23,210,706 円													
	2	873,751 円													
	3	1,223,252 円													
	4	12,565,267 円													
	5	11,207,800 円													
	6	442,701 円													
	7	10,979,527 円													
	8	10,119,239 円													
合計	70,622,243 円	65,710,243 円				65,710,243 円	100 %								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者)にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(リ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通(株)	31年度
------	---------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
	営業損益	▲966,431 千円	営業外損益	▲2,203 千円	経常損益	▲968,634 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,300,723.4 km	経常収支率		89.71 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ')	8,730,133 千円
	営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ')	9,579,452 千円
	営業損益	▲852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲849,319 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,629,291.4 km	経常収支率		91.13 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ'')	8,610,029 千円
	営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ'')	9,495,145 千円
	営業損益	▲903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲885,116 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		19,617,442.6 km	経常収支率		90.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}'} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}'''}{\text{ハ}''} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
南近畿	484円.01銭	488円.01銭	488円.06銭	0.41 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.06銭	442円.58銭	442円.58銭	437円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ		
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル						
南近畿	1	中央 幹線A	近鉄 高田駅	広陵町 役場	国保 中央病 院	361	日	2,166.0	回	往 11.1km (平均) 復 11.3km	11.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	48,410.1km
	2	中央 幹線B	近鉄 高田駅	広陵町 役場	はしお 元気村	361	日	121.5	回	往 7.4km 復 7.6km	7.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	1,822.5km
	3	中央 幹線C	近鉄 高田駅	南郷 市場	広陵町 役場	361	日	364.5	回	往 3.5km 復 3.5km	3.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	2,551.5km
	4	北東 部支 線A	近鉄 高田駅	(左回り) 百済寺 公園前	近鉄 高田駅	361	日	1,083	回	往 24.3km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	26,316.9km
	5	北東 部支 線B	近鉄 高田駅	(右回り) 寺戸 北口	近鉄 高田駅	361	日	965	回	往 24.3km	24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	23,449.5km
	6	北東 部支 線C	近鉄 高田駅	イズミヤ 広陵店	広陵町 役場	361	日	121.5	回	往 3.7km 復 3.9km	3.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	923.4km
	7	西部 支線A	広陵町 役場	(左回り) 図書館	広陵町 役場	361	日	1,444	回	往 16.1km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	22,995.7km
	8	西部 支線B	広陵町 役場	(右回り) 真美ヶ丘 センター	広陵町 役場	361	日	1,326	回	往 16.1km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	21,178.5km
合計	8系統								往 106.5km 復 26.3km	66.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		147,648.1km	

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	広陵町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,748
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
12,748人	$12,748 \times 150\text{円} + 3,000\text{千円}$	4,912. 千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)